

第2回厚木市複合施設実施設計・施工業務に係る技術提案書特定委員会 会議録

会議主管課	市街地整備課
会議開催日時	令和5年2月6日（月） 午前10時から正午まで
会議開催場所	厚木市役所第二庁舎 15階農業委員会会議室
出席者	委員 6人 （欠席：なし） 事務局 都市整備部市街地整備課中町第2－2地区整備担当課長、 同部同課中町第2－2地区整備係長、 同部同課同係副主幹、副主幹、副主幹、主任
傍聴者	なし
公開日	令和5年3月30日（木）

会議内容は、次のとおりです。

令和5年3月30日に受注候補者が決定したため、厚木市情報公開条例に基づき、会議資料や会議概要を要点筆記した会議録を公開します。

受注候補者決定後の会議録
1 案件 (1) 複合施設整備事業の進捗について ア 実施設計・施工事業者の選定方法及び事業者選定後の事業の進め方について説明。（事務局） イ 資料中の「先行解体工事」は、どこを解体するのか。（委員） ⇒ 厚木バスセンターと保健福祉センターの間のペデストリアンデッキの一部が主な解体工事の対象となっている。（事務局） ⇒ 次回会議で図示されたい。（委員） ⇒ 了解（事務局） ウ 今回提案されたVEに対して、特定委員会からDB参加事業者に対してのフィードバックをすることなく、採否を決定するのか。提案はあったものの客観的な判断が難しい場合は、DB参加事業者に補足説明を求める時間的な余裕はあるか。（委員） ⇒ VE提案の採否の通知は、公告資料に2月10日と定めている。採否の判断に当たり、詳細な説明が必要な部分については8日ぐらいまでにDB参加事業者に補足提案を促し、改めて特定委員会において最終判断をいただく対応であれば実施可能。委員全員での最終判断が難しい場合は、正副委員長にお任せいただくことも考えられるのではないかと。また、今回不採用としたVE提案であっても、契約までの仕様書協議期間又は実施設計期間で改めて協議することは可能。（事務局） エ 物価上昇リスクが高い経済情勢にあつて、技術提案書提出時（令和5年2月）に提案された価格は、事業協定締結時（令和5年5月頃）、本体建設工事着工

時（令和５年１０月頃）に見直される機会はあるのか。（委員）

⇒ 公告資料には、令和５年１０月頃の本体建設工事着工時までの物価上昇を見込んだ価格を技術提案書提出時に提案するよう定めている。（事務局）

オ 計画敷地は、地下埋設物の調査は済んでいるのか。（委員）

⇒ 電気・ガス・上下水道のインフラが廃道予定の道路地下に埋設されており、本体建設工事前に切替工事を予定している。道路以外の用地は、公共用地になる前は木造住宅が多かった。公共用地になってからは、公共施設の除却時に残杭の座標データを取得しており、ＤＢ参加事業者へ開示している。また、地下の土壌汚染については調査済みで、汚染はない結果となっている。（事務局）

(2) ＤＢ参加事業者からのＶＥ提案について

ア ＶＥ提案要領の確認及びＤＢ参加事業者からのＶＥ提案について説明。（事務局）

イ ＶＥの提案金額は、査定しないのか。実際の効果額はもっと大きいように感じる。（委員）

⇒ 提案金額の査定はしていない。ＤＢ参加事業者の判断で算出した金額となっている。採用されたＶＥ提案金額を受けて、技術提案書提出時に価格提案をすることとしているので、ＤＢ参加事業者としては最低限見込むことができる効果額を提案金額としているのではないかと。（事務局）

ウ ＶＥ提案Ａ－９「免震ＥＸＰ．Ｊ範囲の縮小・仕様の変更」は、Ｓ－７「免震装置の仕様変更（滑り支承＋鉛プラグ入り積層ゴム→高減衰ゴム）」を採用すると成立しない可能性があるのではないかと。（委員）

⇒ Ａ－９は、地下の空調機械室を上階へ上げ、ＥＸＰ．Ｊの位置をずらすことにより高所作業車の搬入を可能にするという提案であり、Ｓ－７との関連はないものと認識している。（事務局）

エ ＶＥ提案Ａ－８「地下機械室移動・ＲＣ止水壁中止・着脱式止水板の範囲変更」について、止水壁は、本計画の扱いづらい項目の一つであると感じている。事務局案では不採用となっているがどのような検討をしたのか。（委員）

⇒ 庁舎が入る複合施設は、市立病院同様、想定最大規模の洪水被害に対して浸水しない建物とすることを要求水準にしている。提案内容は、フロアレベルのかさ上げをするものの、地下への浸水を許容していることから不採用としている。（事務局）

⇒ 同じくＡ－８で提案されている空調機械室を地下から２階へ上げるという内容は評価できるのではないかと。（委員）

⇒ 空調機械室を上階へ移動すること自体は評価できるが、ＤＢ参加事業者への事前ヒアリングでは、床が増えることにより金額としては増額になってしまうという回答があった。止水壁の中止と空調機械室の上階移動がセットとなっていることから事務局案としては不採用としている。（事務局）

⇒ 被災時は空調も必ず必要になるので、本来であれば熱源だけでなく空調機械室も上階設置が望ましいと考える。（委員）

⇒ 地下に設置している空調機械室は、１～２階の広場側に供給する空調に

限っている。実施設計段階で検討していきたい。(事務局)

⇒ 止水壁は自動設置なのか。(委員)

⇒ 人力で設置する想定。(事務局)

⇒ 人力でうまく機能するのか不安がある。止水壁は、庁舎へのアクセシビリティやまちへのにぎわいの波及という意味でも支障になる。地下への浸水は不可であることを条件にDB参加事業者に補足提案を求めることはできないか。(委員)

⇒ DB参加事業者が補足提案を提出するかは分からないが、求めることは可能。(事務局)

⇒ A-8については、地下に浸水させないことを条件に補足提案を求めることとする。(委員長)

オ VE提案A-3「外装材仕様の変更①-1 (ECPデザインパネル→フラットパネル)」は、外壁全てをフラットパネルにするのは意匠性が低下することから事務局案としては不採用になっているが、外壁の全てではなく一部に採用することは考えられないか。(委員)

⇒ フラットパネルの採用割合を特定委員会が指定するのは難しいだろう。意匠性を損なわないレベルでDB参加事業者に採用割合は求めることにして、併せてイメージ図の添付も補足提案として求めているかどうか。(委員長)

⇒ (各委員賛同)

カ VE提案S-7「免震装置の仕様変更(滑り支承+鉛プラグ入り積層ゴム→高減衰ゴム)」の採否を判断するに当たり、客観的な根拠や採用実績があつて提案しているかの確認を求めることは可能か。(委員)

⇒ 可能(事務局)

⇒ それでは、S-7については、根拠や採用実績の補足提案を求めることとする。(委員長)

キ VE提案S-1「基礎形式の変更(杭基礎→地盤改良+直接基礎)」については、事務局案では採用となっているが、採用実績を把握しているか。(委員)

⇒ DB参加事業者からの参考資料として8件の採用実績が提示されている。また、事務局委託先コンサルにおいても全国の事例を調査したところ、今回の計画施設と同等規模となる庁舎や病院などで採用実績は多数あることを確認している。(事務局)

ク VE提案A-13「庁舎側執務室の仕様の変更(ロールスクリーン→グラデーションブラインド)」については、事務局案では不採用としているが、ロールスクリーンよりもブラインドの方が日射遮蔽をしながら自然換気ができるという優位性がある。グラデーションブラインドであればさらに良くなる提案だと思うが、いかがか。(委員)

⇒ ブラインドの方が維持管理費用がかさむのではないかとこの想定から不採用としている。(事務局)

⇒ 維持管理上もそれほど問題はないと思われるので採用でもよいのではないか。(委員長)

⇒ (各委員賛同)

ケ VE提案P-2「井戸処理設備仕様の変更(軟水器とWUF膜ろ過装置の中止)」については、事務局案のとおり採用でよいと考えている。もともとの計画では、井水は、飲料水レベルまで処理したものを雑用水として利用するということによいか。

⇒ よい。(事務局)

⇒ 水質は問題ないか。(委員)

⇒ 計画地近傍で設置した井水は、質、量ともに問題ないと聞いている。(事務局)

コ VE提案M-3「廊下パッケージエアコン室内機仕様の変更(隠蔽ダクト型→カセット型)」については、事務局案は不採用となっているが、部分的にエレベータホールや廊下にはカセット型を採用してよいのではないか。

⇒ 廊下は、細長いのでダクト型の方が効率が良いと考えるが、委員御指摘のとおり、エレベータホールは、天井の納まりを考えるとカセット型の方がよいといえるだろう。(事務局)

⇒ M-3については、エレベータホールのみにかセット型に変更する補足提案を求めることとする。(委員長)

サ VE提案A-17「庁舎5階インナーバルコニー・ミニ植物園の外部仕様の中止」について、提案内容を説明されたい。(委員)

⇒ 基本設計において屋外仕様を計画していたインナーバルコニーとミニ植物園に対して、屋内仕様に変更するという提案となっている。ミニ植物園は、水やりなどがあるため屋外仕様が求められるため、インナーバルコニーのみを屋内仕様に変更することは可能。(事務局)

⇒ インナーバルコニーのみを屋内仕様に変更する補足提案を求めることとする。(委員長)

シ VE提案S-2「架構計画の変更①(耐震コアからラーメン構造に変更、柱・鉄骨→CFTに変更)」、S-3「架構計画の変更①(耐震コアからラーメン構造に変更、柱・鉄骨→RCSTに変更)」については、客観的な根拠や採用実績があつて提案されているかの確認を求めることは可能か。(委員)

⇒ 可能(事務局)

⇒ S-2、S-3については、根拠や採用実績の補足提案を求めることとする。(委員長)

ス VE提案A-16「巾木仕様の変更(SUS→硬質塩ビ巾木)」については、水掛かりが懸念される部分のみをSUS巾木とし、その他は硬質塩ビ巾木とする補足提案を求めているかどうか。(委員)

⇒ 可能(事務局)

⇒ 水掛かり範囲のみをSUS巾木とし、その他は硬質塩ビ巾木とする補足提案を求めることとする。(委員長)

セ 補足提案を求めることとする提案は、A-3、8、16、17、S-2、3、7、M-3とする。補足提案の採否については、正副委員長で協議の上、決定することによいか。(委員長)

⇒ （各委員賛同）

2 その他

(1) 次回以降の会議スケジュールについて

ア 今後のスケジュールについて説明。（事務局）

⇒ （各委員了解）

以 上